

【当該地域の所有者不明農地の概要】

・田尻町吉見・嘉祥寺地区は、地域内では場整備の実施が検討されている地区である
所有者不明農地はほ場整備の事業実施に支障をきたすため、その解消が必要となっている

当該農地の概要	所有者が死亡した3名の農地が不明
筆数や面積	5筆、2,018㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】 別紙ロードマップ参照

- ・大阪府農業会議は大阪府の高度利用農地確保事業を受託し、当地域内の全農家を対象に、将来の農地利用意向の詳細を把握した
- ・この過程で地域農家に所有者不明農地の情報を収集し、3名が所有者不明農地の地権者であることを特定
- ・農業委員会にこの3名の戸籍取得を依頼
- ・判明した相続人に意向を把握した

探索	9か月
所有者不明農地の確定	1か月
農家の意向確認	1か月

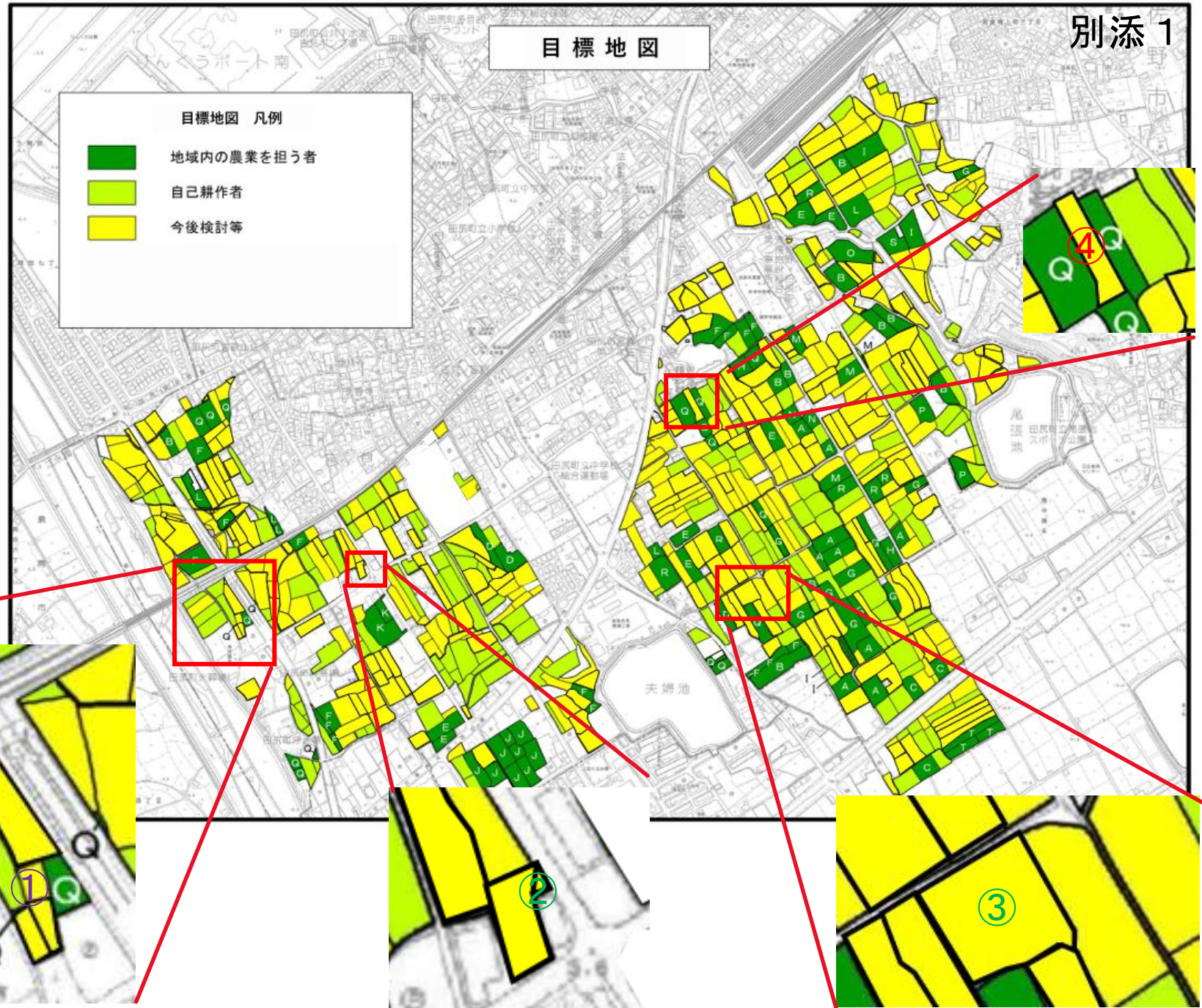
【支援地域の地図・航空写真等を掲載】

- ・別添のとおり

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・大阪府農業会議では、大阪府高度利用農地確保事業を活用し、農業委員会、大阪府と連携し、当地区で農地利用の意向を調査し、貸したいと回答した場合は、詳細な条件（貸付対象者、貸付期間、貸付賃料、ハウスや永年性果樹の可否、接道状況など）を聞き取った
- ・当地区はほ場整備の実施を目指していることから、対象農家は当地区の地権者全員（305戸）とし、これらの農家に農地利用意向調査票を郵送した
- ・この調査に返信や連絡のあった146戸に対して、宛先不明等で返信された地権者の状況等を聞き取り、5筆の所有者不明農地の地権者3名を特定した
- ・農業委員会にこの3名の戸籍等取得を依頼し相続人が判明
- ・この3名に対し、再度、今後の農地利用の意向調査票を郵送し、1名からはすでに農地を貸している旨の連絡があり、1名は農地を相続していないことが、残る1名は連絡がないため今後も問い合わせを行うが、所在が判明したため、所有者不明の状態は解消された
- ・府事業を活用し、当該地区の全農家を対象に調査を行ったため、確実に所有者不明農地の探索が行うことができた
- ・一方で、全農家へ聞き取りの過程で所有者不明農地の情報を収集したため、探索に9か月を要し、所有者不明農地の地権者の意向確認が3月となった

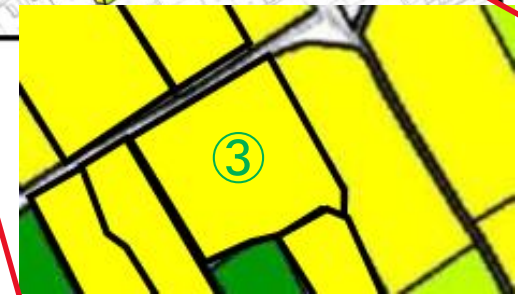
目標地図



右図
田尻町吉見・嘉祥寺地区の支援地域
(地域計画目標地図の策定範囲)

右下図 拡大図
所有者が判明し、
農地を貸借している
連絡なし
農地を相続していない

- 農地①
- 農地④
- 農地②、③



【別添】

所有者不明農地の解消プロセス（ロードマップ）

農業委員会名：田尻町農業委員会

支援地域名：吉見・嘉祥寺

番号	地域内における所有者不明農地		所有者不明農地の状況（農地の集積・集約化への支障）		最終目標	支障状況区分	解消に向けた取組の内容				実施状況・課題 (実施月日：○月○日)	備考		
	所在	面積 (ha)	状況 (支障区分)	具体的な状況			実施時期	農業委員会の取組		農業会議の支援・取組			その他関係機関の連携・協力	
								取組内容	手法					
1	田尻町吉見119-1、377-3、529-1、529-3、嘉祥寺261	合計0.2ha	土地改良事業の予定	田尻町吉見・嘉祥寺地区ではほ場整備が検討され、その実施に向け農家の意向を確認中である。しかし、数次相続の農地が5筆あり、今後のほ場整備の実施に支障がある。	令和8年3月までに相続人を特定、農地利用の意向を確認し、地域計画上の受け手への集積・集約化の同意を取り付ける。	所有者・相続人探索	4月下旬	田尻町農業委員会事務局と事業打合わせ		関係機関打合わせ	大阪府農政室、泉州農と緑の総合事務所	終了 4月30日		
							5月中旬、7月中旬	田尻町農業委員会事務局と事業打合わせ		府、町と農家ヒアリング実施方法等について打ち合わせ	大阪府農政室、泉州農と緑の総合事務所	終了 5月14日、7月10日		
							6月上旬	田尻町農業委員・推進委員への事業概要説明		農業委員・推進委員に事業概要を説明し、所有者不明農地の所有者・相続人に対する情報提供を依頼		6月3日の農業委員会総会で実施		
							7月上旬から2月上旬	所有者名農地の情報収集		農業委員、推進委員、地域農業者に吉見・嘉祥寺地区の農地情報を収集し、3名の所有者不明農地の地権者を特定		延べ26回 7月2日、8月6日、7日、12日、13日、14日、19日、20日、21日、25日、26日、27日、9月3日、4日、9日、10日、22日、29日、10月1日、30日、1月7日、8日、15日、26日、27日、2月2日		
							9月下旬	田尻町農業委員会事務局に戸籍等の収集・情報整理を依頼	農業委員会に戸籍の取得を文書で依頼			9月24日		
							7月上旬、11月中旬、12月中旬	田尻町農業委員会及び事務局と事業進捗打ち合わせ		地区内の農業者から得た、所有者不明農地の情報について、農業委員・推進員、事務局と共有		延べ4回 7月10日、9月3日、11月13日、12月15日		
							3月下旬	田尻町農業委員会事務局に結果報告				3月27日		
							農地利用の同意取付け	2月中旬	相続人へ農地利用意向確認資料を送付	戸籍で特定した相続人に郵送	農地利用意向のヒヤリングを実施		2月18日	
								3月上旬	相続登記への働きかけを行うとともに現状の農地利用状況について確認	相続人からの連絡を受け、確認	相続人への働きかけ		3月3日 相続人は農地を賃借していることが判明	
								3月上旬	相続登記への働きかけを行うとともに現状の農地利用状況について確認	相続人からの連絡を受け、確認	相続人への働きかけ		3月6日 戸籍の相続人は所有者不明農地の相続人ではないことが判明	

- 注）
- 「地域内における所有者不明農地」欄には、所有者不明農地の状況（支障区分、具体的な状況）別に、農地の所在及び面積を記載して下さい。
 - 「所有者不明農地の状況」欄には、数次相続、遊休農地化、土地改良事業の実施予定等、所有者不明農地の解消に向けた支障区分（課題）とその具体的な内容を記載して下さい。
 - 「最終目標」欄には、所有者特定、相続登記、農地バンク事業による利用権設定への同意、所有者不明農地制度の活用など、解消目標と時期を記載して下さい。
 - 「解消に向けた取組の内容」欄には、所有者不明農地の解消に至るまでの取組別に実施時期、内容、農業会議や関係機関等による支援について具体的に記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。
 - 「実施状況・課題」欄には、農業会議と協議の上、進捗状況及び取組開始後に生じた課題等の内容を記載し、定期的に記載内容を更新して下さい。